特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
13	障害者自立支援給付関係事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、障害者自立支援給付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、この様なリスクを軽減させるための適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県天童市長

公表日

令和7年3月7日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	障害者自立支援給付関係事務					
②事務の概要	①介護給付費、特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ②計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給 ③障害支援区分の認定、変更の認定 ④特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請、支給決定 ⑤地域相談支援給付費及び特例地域蘇段支援給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ⑥療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 ⑦高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理 ⑧他の法令による給付 ⑨自立支援医療の支給、受給者証の交付申請の受理、支給決定、支給認定の変更、申請内容の変更、支給認定の取り消し、審査及び支払 ⑩医療受給者証の交付、再交付、返還請求 ⑪補装具費の支給申請受理、支給決定 ⑫地域生活支援事業に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。					
③システムの名称	障がい者福祉総合システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	2. 特定個人情報ファイル名					
障害共通宛名(対象者マスター	—)					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第117の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第144					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法会上の根拠	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係 情報」が含まれる項(20、37、42、75、80、125、144、155、161の項)					

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	:第三欄(情報提供者情報」が含まれる項	者)が「市町村長	8省令第2条の表における情報提供の根拠) を」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係 75、80、125、144、155、161の項)
	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		8省令第2条の表における情報照会の根拠) 125、144、155、161の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	天童市健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

なし

7 特定個人情報の関ラ。訂正。利田僖正詩史

7.竹足個八旧株奶房小	17年、小小山上午午18日3~		
請求先	天童市総務部総務課 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111(内線312)		
8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ		
連絡先	天童市健康福祉部社会福祉課 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111(内線765·766)		
9. 規則第9条第2項の適用	FI CONTRACTOR OF THE CONTRACTO	ſ]適用した
適用した理由			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満	
		令和	17年1月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		17年1月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	죠(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
			, ,,,,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			、公的機関の発行する添付書類及びシステムの情報と照合し 署において、複数人で確認している。

9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発 			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	ひょうこう いっこう しょう 佐原のだい 老によって あょに使用されるロスクス の対策			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対してe-ラーニング等での研修を実施している。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	1-1-2		情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク	事後	
令和5年2月1日	1-1-3	障がい者福祉総合システム、団体内統合宛名 システム(中間サーバーコネクタ)	障がい者福祉総合システム 団体内統合宛名システム	事後	
令和7年1月17日	I -3		・行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」	事後	
令和7年1月17日	I -4-②	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2の16、26、56の2、57、87及び116の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条及び第44条(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2の108、109及び110の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(20、37、42、75、80、125、144、155、161の項) (情報照会の根拠) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 11、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161の項	事後	
令和7年1月1日	II - 1 - ①	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年1月1日	II-2-1	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年1月17日	IV-11		9) 従業者に対する教育・啓発 十分である	事後	様式の改正に伴うもの
令和7年1月17日	IV-8		大為的ミズが発生するリスクへの対策 十分である	事後	様式の改正に伴うもの
令和7年1月17日	11		特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員 に対してe-ラーニング等での研修を実施してい	事後	